

坂町不妊治療費助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、不妊症のため子どもを持つことができない夫婦が受ける不妊治療のうち、体外受精及び顕微授精(以下「特定不妊治療」という。)に要する費用の一部を助成することにより、その経済的負担の軽減と子どもを産みやすい環境を確保し、もって、子育て支援対策の充実を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 対象者は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 特定不妊治療を受けた法律上の婚姻をしている夫婦であって、特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか又は極めて少ないと医師に判断されたものであること。
- (2) 当該助成に係る治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満であるもの。
- (3) 坂町内に住所を有すること。(当該不妊治療費の治療期間中及び申請時点の全期間において)
- (4) 母子保健医療対策等総合支援事業の実施について(平成28年1月20日付雇児発0120第3号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)の母子保健医療対策等総合支援事業実施要綱に定める特定不妊治療支援事業として、広島県等が実施する不妊治療支援事業において、不妊治療費の承認決定がされたもの。
- (5) 上記に定める以外の不妊治療費の助成を受けていないもの。
- (6) 町民税等を滞納していない者。

(対象とする治療等)

第3条 助成の対象とする治療は、平成23年4月1日以降に開始した特定不妊治療で、その範囲は、医師の診断により、当該治療を開始した時点から治療が終了した時点までとし、その終了は、医師の判断によるものとする。なお、医師の判断に基づき、やむを得ず治療を中断した場合についても、助成の対象とする。

2 次に掲げる治療方法は、助成の対象としない。

- (1) 夫婦以外の第三者から、精子、卵子又は胚のいずれかの提供を受けた不妊

治療代理母(妻が卵巣及び子宮を摘出したこと等により、妻の卵子が使用できず、かつ、妻が妊娠できない場合に、夫の精子を妻以外の第三者の子宮に医学的な方法で注入し、当該第三者が妻の代わりに妊娠及び出産するもの)

- (2) 借り腹(夫の精子と妻の卵子は使用できるが、子宮摘出等により、妻が妊娠できない場合に、夫の精子と妻の卵子を体外受精して得た胚を妻以外の第三者の子宮に注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠及び出産するもの)

(助成の額、回数及び期間)

第4条 特定不妊治療に要した費用に対して、1回の治療につき15万円を限度とし、助成回数については、別添1のとおりとし、年間助成回数及び通算助成期間については、制限しない。

2 前項のうち初回の治療に限り30万円まで助成する。

3 特定不妊治療のうち精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術(以下「男性不妊治療」という。)を行った場合は、第1項及び第2項のほか、1回の治療につき15万円まで助成する。

4 特定不妊治療に要した費用とは、広島県等の不妊治療費助成事業から交付された助成金額を控除した額とする。

(助成の申請等)

第5条 助成を受けようとする者(夫又は妻のいずれか一方)は、治療が終了した日の翌日から起算して2か月以内(ただし、広島県等に当該不妊治療費を申請し、決定した期間を除く)に、不妊治療費助成申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出するものとする。

(1) 広島県等の不妊治療支援事業承認決定通知書(写し)

(2) 広島県等の不妊治療費助成申請に係る証明書(写し)

(3) 医療機関等が発行する領収書(写し)

2 申請等事務手続に当たる職員は、助成を受けようとする夫婦の心理及びプライバシーに十分配慮しなければならない。

(助成の決定)

第6条 町長は、申請書を受領したときは、速やかに審査を行い、特定不妊治療費の助成の可否を決定する。

2 前項の規定により特定不妊治療費を助成する旨の決定を行ったときは、不妊

治療費助成承認決定通知書(様式第2号)を当該申請者に通知する。

3 第1項の規定により特定不妊治療費を助成しないことを決定したときは、不妊治療費助成不承認決定通知書(様式第3号)にその旨及び理由を明示し、当該申請者に通知する。

4 当該年度分の助成対象か否かについては、申請が行われた日を基準とする。

(助成費の返還)

第7条 町長は、虚偽その他の不正手段により助成を受けた者に対して、助成した額の全部又は一部の返還を命じることができる。

(台帳の整理保管)

第8条 特定不妊治療費の助成の状況を明確にしておくため、町長は、不妊治療費助成事業台帳(様式第4号)を作成し、特定不妊治療費の申請状況、助成状況等を記載し整理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。